## 昇降機の検査方法、判定基準(案)

昇降機の検査は、別表(い)欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表(ろ)欄に掲げる検査方法により、別表(は)欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

## 別表(昇降機の検査の項目及び項目ごとの検査方法等) (ロープ式エレベーター)

		(11)	検査項目	(ろ)検査方法	要重点点検	(は)判定基準 要是正
l l.1	機械		機械室扉の施錠の状況	扉を施錠、開錠し確認する	, ZEMMIA	令第129条の9第四号の規定に適合した
	入口戸	(0)通昭。田			-	いこと
			手すり(手すりが必要な場合)	目視、触診で確認する	-	令第129条の9第五号の規定に適合した いこと
			機械室への通行の状況	機械室までの通路で最小寸法の場	-	通行経路の寸法が高さ1.8m以上、幅
				所又は障害物がある場所の最も小 さい寸法を鋼製巻尺で測定する		0.7m以上を満たしていないこと
			階段の状況	┃ ┃踏み面と蹴上げを鋼製巻尺で測定	-	   令第129条の9第五号の規定に適合し7
2	地量完成	内の状況及び	エレベーター以外の設備の	する目視で確認する		いこと 検査・保守点検に支障があること
. 2		かれれない 負気装置	状況		-	
			照明装置 換気装置(換気装置が必要	照明の点灯状況を確認する  作動状況を確認するとともに、起	-	照明器具が正常に作動しないこと 令第129条の9第三号の規定に適合し
			な場合)	動設定温度があるものは設定温度	-	いこと又は起動設定温度が40度を超
			B エサからの温北 京	を確認する 目視で確認する		て設定されていること 漏水が機器に達していること又は窓(
			の破損の状況		-	破損があること
			機械室床及び機器の汚損の状況	目視で確認する	-	機器の作動に影響を及ぼす汚損があったと
.3	機械室原	末の貫通部	貫通部の状況	機械室又はかご上で目視で確認す	-	主索、調速機ロープ、階床選択機の チールテープなどが機械室床の貫通
				ବ		分と接触していること
.4	救出装置	<u> </u>	手巻きハンドル等の設置状況(手巻きハンドルで操作	目視で確認する	-	手巻きハンドル等が装備されていな こと
			するタイプ)			
			制動装置の手動による開放状況	手動による作動状況を確認する	-	手動で制動装置等を操作できず、かり が移動しないこと
			充電池回路の作動状況(充	充電池回路で作動状況を確認する	-	充電池回路で制動装置を開放できな
			電池で制動装置を解放する タイプ)			こと
	受電 盤・制		開閉器、遮断器の作動状況	手動で遮断、投入操作を行い、電気的に開閉されることを確認する	-	電気的に開閉されないこと
	御盤	пп				
				テストボタン付きのものは押して 作動させ、作動状況を確認する	=	電気的に開放されないこと
	•		<u> </u>			
.6		器・プリント	基板(運転制御用)作動状	エレベーターを運転し作動状況を 確認する	-	エレベーターが正常に作動しないこ
		基板(運転制 御用)	<u>況</u> 電動機主回路用接触器の主	目視で確認する	変形があること	異常摩耗があること
		) ( CI (44m	接点の状況(密閉型を除	I I/I CHEDO / O	Z///11 00 0 C C	MINIATIN WOLC
			く) 前回検査からの不具合と改	  不具合と改善状況の報告書を確認	-	 前回検査以降に不具合があり、プリ
			善の状況	する		ト基板の不良が明確で、改善されてないこと
.7		ヒューズ	使用状況	目視で確認する	-	溶断電流が制御盤等で指定するもの
.8		発電機・電動権	<u> </u> 機主回路の絶縁(発電機は必	  絶縁抵抗計で測定する	-	<u>異なること</u>   300V以下のものは0.2M 以上、300V
		要な場合)				を超えるものは0.4M 以上の絶縁抵
.9		制御回路の絶紀		絶縁抵抗計で測定する	-	がないこと 150V以下のものは0.1M 以上、150V
			欠側が電気的に分離され二次 ており非接地側にヒューズを			を超えるものは0.2M 以上の絶縁抵 がないこと
		設けてある直流	流60V・交流25V以下の回路は			7.500.00
.10	1 1	除く) 信号回路の絶約	쿴	  絶縁抵抗計で測定する	-	
		(一次側と二)	欠側が電気的に分離され二次	MONTH CITIZE I		を超えるものは0.2M 以上の絶縁抵
			ており非接地側にヒューズを 流60V・交流25V以下の回路は			がないこと
44		除く) 照明回路の絶線	3	佐垣がたころ河ウナス		450//NT O t O I to 44 N N L 450
.11		照明凹路の紀2	*	絶縁抵抗計で測定する	=	150V以下のものは0.1M 以上、150V を超えるものは0.2M 以上の絶縁抵
.12	1	接地	二次側の片側接地タイプの	触診で確認する	_	がないこと 接地線が接地端子に緊結されていな
			接地状況			こと
.13	階休選打 必要な	沢機(装置が 場合)	表示灯の点灯状況	目視で確認する	-	表示灯が点灯すべき時に点灯しない
			呼び応答の状況	運転させて呼び応答を確認する	-	呼びの応答、呼びを保持・消去しな こと
. 14	巻上機	減速歯車(ギ	潤滑油の量	オイルゲージ等を目視で確認する	-	ギヤオイル量がオイルゲージで示す
		ヤレス式を除 く)	潤滑油の劣化状況	  色・不純物を目視で確認する	-	囲内にないこと ギヤオイルに甚だしい変色・摩耗粉
		•				あること
	1		歯の状況(ウォーム・ホ	歯の欠損の有無を目視で確認する	-	歯厚が当初の7/8未満であること又は久 損があること
			イール式 )	とともに、歯厚の段差を目視で確		ほんのうこと
			1 - NE()	ここもに、歯厚の段差を目視で幅   認又はバックラッシュを確認し、   段差やバックラッシュが著しい場		1877 W S C C

_			I	(は)判定基準		
	(11)	検査項目	(ろ)検査方法	要重点点検	要是正	
1.15	綱車・巻胴	溝の摩耗又は綱車と主索の トラクションの状況	溝の摩耗状態を製造者が指定する 方法で検査する(製造者が検査方 法を指定していない場合は主索と 綱車が滑らないことを確認する)	-	溝の摩耗が製造者設計基準を満たさないこと(製造者の検査方法が確認できない場合は上昇低速運転中の無積載のかごを最上階付近で停止させたときに主索と綱車に顕著は滑りが生じていること)	
		回転状況	巻上機の振動を触診、聴診で確認 する	-	回転時に異常振動、異常音があること	
		き裂、欠損の状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること	
1.16	軸 受	発熱の状況	触診で確認する	-	異常発熱があること	
		音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること	
4 47	<del></del>	振動の状況	触診、聴診で確認する	-	異常振動があること	
1.17	ブレーキ	油の付着状況	目視で確認する	-	ドラム・ディスクとパッド摺動面に油 が付着していること	
		取付状況	目視、触診で確認する	-	取付が確実でないこと又は可動部の給 油が不十分であること	
		制動力の状況	無積載上昇時にブレーキ制動を行い作動状況を確認する	-	令第129条の10第2項の規定に適合しないこと	
		保持力の状況	次のいずれかの方法で確認するア・ブレーキをかけた状態でトルクレンチで確認するイ・無積載上昇時のブレーキの制動距離を確認するウ・ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけ確認するエ・定格積載荷重の1.25倍の荷重を載せ確認する		積載荷重の1.25倍の荷重でかごが停止 した状態を保持できないこと	
		パッドの残存厚みの状況	(製造者が検査方法を指定してい ない場合は、パッドの厚みを測定	要是正の製造者設計基準値と比較し電機制動タイプは1.1倍、ブレーキ制動タイプは1.2倍以下であること又は要重点点検の基準値以下であること(製造者設計基準値がない場合はパッド以外の部分がドラム・ディスクに接触するまでの残存厚みが前回検査時からの摩耗量の1.2倍以下であること)	造者設計基準値がない場合は、パッド 以外の部分がドラム・ディスクに接触 していること)	
		パッドとドラム・ディスク との接触状況	聴診で確認する	-	走行中にパッドとドラム・ディスクが 接触していること	
		プレーキ制動時のプラン	保持している状態で目視で確認す るとともにプランジャーの余裕ス		プランジャーが他の機器等と干渉して いること	
		<u>状況(ドラム式)</u> プレーキコイルの発熱状況	トロークを触診で確認する 触診で確認する	-	  プレーキコイルの異常発熱があること	
		構成機器の作動状況	目視、聴診、触診で確認する	-	 作動時に異常音、異常振動があること  又は作動が円滑でないこと	
		摩耗粉の状況(電気制動タ イプ)	プレーキ周囲の摩耗粉を目視で確 認する	-	パッドの摩耗紛が散見されること	
		作動時の状況(電気制動タ イプ)	ブレーキがかかる時の状態を目 視、聴診で確認する	-	電気制動による停止前にパッドとドラ  ムが摺動していること	
	そらせ車(装置が必 要な場合)	外観の状況 取付状況	目視で確認する  テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナッ	-	<u>欠損、き裂があること</u> 緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット	
		立の小刀	トの緩みを確認する		に緩みがあること	
	T-71 III	音の状況	聴診で確認する		軸、軸受けの異常音があること	
1.19	電動機	音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること	
		発熱の状況	触診で確認する	-	異常な発熱があること	
		振動の状況 整流子の状況(整流子があ	触診、聴診で確認する 運転して火花を目視で確認する	-	異常振動があること 無負荷運転時の火花が甚だしいこと	
		るもの) ブラシの摩耗状況(ブラシ があるもの)	  残存長さを目視で確認する又は金  属製直尺等で測定する	-	  ピグテールの金具から5mm以内である  こと	
1.20	電動発電機(装置が	音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること	
	必要な場合)	発熱の状況	触診で確認する	-	異常な発熱があること	
		振動の状況	触診、聴診で確認する	-	異常振動があること	
		整流子の状況(整流子があるもの)	運転して火花を目視で確認する	-	無負荷運転時の火花が甚だしいこと	
		プラシの摩耗状況 ( プラシ があるもの )	残存長さを目視で確認する又は金 属製直尺等で測定する		ピグテールの金具から5mm以内である こと	
	機械室機器の耐震対 策	転倒・移動防止措置の状況	巻上機、制御盤、発電機、階床選択機、調速機の取付状況を目視、触診で確認する(装置のあるもの)		令第129条の8第1項の規定に適合しな いこと	
2	共 诵	ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	-	令第129条の4第3項の規定に適合しな いこと	
2.1	ス <u></u> 調速機 かご側 (装置	プーリの状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること	
	(表旦 が必要	機器の取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと	
	な場 合)	支点部の状況 過速スイッチの作動状況	目視、触診で確認する  作動状況を確認する	<u>給油が不十分であること</u> - -	可動部の動きが円滑でないこと 過速スイッチを作動した際に安全回路 が遮断されないこと又は遮断を保持で きないこと	
		過速スイッチの作動速度の 状況	  瞬間式回転速度計で作動速度を測  定する	-	きないこと   平成12年建設省告示第1423号第2第二  号の規定に適合しないこと	
		<u> </u>	<u>た</u> 9 ©  瞬間式回転速度計で作動速度を測	-	マ成12年建設省告示第1423号第2第四	
		ママクト野座皮の状況			号(4)の規定に適合しないこと	
		キャッチと過速スイッチの 整合性の状況 キャッチの作動状況	定する 作動順位を目視で確認する	-	号(イ)の規定に適合しないこと キャッチが過速スイッチの作動速度よ り低いこと	

		(11)	<b></b>	(ろ)検査方法	(は)	判定基準
0.0			検査項目		要重点点検	要是正
2.2		つり合おもり 側	プーリの状況 機器の取付状態	目視で確認する  触診で確認する	- -	欠損、き裂があること 取付が堅固でないこと
		נאו	支点部の状況	目視、触診で確認する		可動部の動きが円滑でないこと
			かご側調速機との整合性の状況	瞬間式回転速度計で作動速度を測 定しかご側と比較する		キャッチ作動速度が、かご側キャッチ 作動速度より小さいこと又は1.1倍を 超えてること
			整合性の状況	作動順位を目視で確認する	-	キャッチが過速スイッチより先に作動 すること
			キャッチの作動状況 	作動状況を確認する	-	キャッチが作動しないこと又は調速機 用ロープが滑ること
2.3 2.4 2.5	主索		径の状況	了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所等で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定し無限とした結果から摩耗率を確認する	部分と比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない 部分と比較して90%未満であること
			素線切れの状況	了位置又は基準階への減速開始位 置の間に綱車に掛かる場所や傷の ある場所等で最も摩損の進んだ部	り鋼索では18本、8より鋼索では24本 を超えている又は1構成より1ピッチ 内の素線切れが3本を超えていること	素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では24本、8より鋼索では32本 を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること
					場合は、素線切れ総数が1よりピッチ 内で6より鋼索では9本、8より鋼索 では12本を超えている又は1構成より 1ピッチ内の素線切れが7本を超えて いること	素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では12本、8より鋼索では16本を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが9本を超えていること
						錆が甚だしい場合又は、切れた素線の 劣化が進んでいる場合は、1構成より 1ピッチ内の素線切れが2本を超えて いること
			摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の錆の状態(固着を 含む)を目視で確認する	-	主索の摩耗粉の錆が多量に主索に付着 していて素線切れが確認できない状態 であること
	L		損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	-	損傷、変形があること
	主索の		張りの状況	次の何れかで確認する ア・各主索端未部のスプリング高 さを目視で比較する イ・主索をかご上で揺らし主索の 振幅が同等か確認する ウ・主索をかご上で手で引き張り が同等か確認する	-	甚だしい不均等があること
2.7		び調速機ロー 末と止め金具	止め金具の取付状況	目視、触診で確認する	-	ダブルナットにあってはナット間に緩 みがあり、割ピンにあってはピンに欠 損、曲げ不足等があること
			主索・調速機ロープ端末と止め金具の取付状況		-	取付が確実でないこと
0.0	土声の	緩み検出装置	損傷の状況	目視で確認する      触診で確認する	-	止め金具及び止め金具の取付部に損 傷、欠損、き裂があること
2.8	主系の		取付状況 作動状況	照診で確認する  作動状況を確認する	<u>-</u> -	取付が堅固でないこと 作動しないこと
2.9	はかり		警報及びかご戸・乗場戸の 状況	検出装置を作動させ確認する	-	令第129条の10第3項第四号イの規定に 適合しないこと
			取付状況 前回検査からの不具合と改善の状況	触診で確認する 不具合と改善状況の報告書を確認 する	- -	取付が堅固でないこと  前回検査以降に不具合があり、マイク  ロスイッチの不良が明確で、改善され  ていないこと
3	かご		14 - CT 01 15 C			A 777 400 47 - D 7 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 -
3.1	かご室の及び床	<i>D</i> ) 同壁・大井	かご室の状況	目視で確認する	-	令第129条の6第一号及び三号の規定に 適合しないこと又はガラスの欠損・ひ び割れ、変形、摩耗、腐食等により運 行に支障をきたしていること
			可燃物の状況(非常用を除 く)		-	令第129条の6第二号の規定に適合しな いこと
3.2	かごの	■及び敷居	戸・敷居の状況(敷居は必要な場合)	目視で確認する	-	令第129条の6第三号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること
			連結ロープの状況(装置が 必要な場合)	目視、触診で確認する	-	変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れな どにより運行に支障をきたしているこ と
			ガラスの状況(ガラス付き のものに限る)		-	欠損、ひび割れがあること
			敷居とドアシューの摩耗状況 一定関(2枚以上が片側に関	目視、触診で確認する      目視で確認する又は金属製直尺で	-	敷居、ドアシューに甚だしい摩耗があること   戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき
			くものに限る)、扉と枠の 隙間	測定する	-	間がスライド式ドアでは6mm、押上式 ドアでは9.5mmを超えていること
			可燃物の状況(非常用を除く) 一戸の開閉状況	目視で確認する	-	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと
				<u>目視で確認する</u>  目視で確認する又は金属製直尺で  測定する	-	戸の開閉作動が円滑でないこと  無負荷時に敷居溝とドアシューの掛が  6mm未満であること

	(11)	検査項目	(ろ)検査方法		判定基準
3.3	かごの戸のスイッチ	取付状況	触診で確認する	要重点点検	要是正 取付が堅固でないこと
0.0	<i>a</i> Co, o, (1)	スイッチの作動状況	次の何れかで確認する ア・途中階でかごを停止させ、か ご戸を開き徐々に戸閉させ作動位 置を目視で確認する又は金属製直 尺で測定する イ・かご戸が開いた状態で動かないことを確認し、スイッチの作動 位置を目視で確認する又は金属製 直尺で測定する	-	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと又は作動位置が両引き又は上下開きの場合は75mm、片引き又は上開きの場合は50mmを超えていること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認 する	-	前回検査以降に不具合があり、戸のス イッチの不良が明確で、改善されてい ないこと
3.5	ドアセフティ 床合わせ補正装置及 び着床装置	作動状況 床合せ補正装置の状況	作動状況を確認する かごを著床面から概ね50mmの位置 に移動させ作動状況を確認すると ともに、かごを着床面から75mmを 超え200mmの間に移動させ、戸開 させたまま運転状態にし作動状況 を確認する	-	反転作動をしないこと 平成12年建設省告示第1429号第1第二 号の規定に適合しないこと
		着床装置の状況	作動状況を確認する	-	着床位置が乗り場床を基準として上下 75mmを超えること
3.6	車止め・光電装置等 (自動車用)	光電装置の状況	作動状況を確認する	-	平12建告第1413号第1第六号二(2)の規 定に適合しないこと
		前回検査からの不具合と改 善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認 する	-	前回検査以降に不具合があり、光電装 置等の不良が明確で、改善されていな いこと
		車止めの状況	目視、触診で確認する	車止めが変形・摩損していること	車止め機能が確実でないこと
	かご操作盤及び表示 器	各スイッチの作動状況	作動状況を確認する	-	押ボタン、スイッチ類の機能が作動し ないこと
		操作機器(押しボタンなど)の取付・操作の状況	触診で確認する	-	操作機器(押しボタンなど)の取付が 堅固でないこと又は渋いこと
		操作箱の施錠状況 (施錠付きの場合)	触診で確認する 目視で確認する	-	施錠できないこと 
		表示器の状況(装置が必要な場合)		-	٤
3 8	操縦機(装置が必要	破損の状況 操縦機の操作後の自動復帰	目視、触診で確認する 作動状況を確認する	動きが渋いこと	表示部、押しボタンの甚だしい破損が あること 平成12年建設省告示第1423号第2第一
	な場合)	状況 操縦機の作動状況	作動状況を確認する		号の規定に適合しないこと エレベーターが正常に作動しないこと
3.9	外部への連絡装置	作動状況		  通話装置の音量が小さいこと又は、警	令第129条の10第3項第三号の規定に適
	71 IIV 107/2/mil-0/2	11 30 000	絡できるか確認する	報ベル等の鳴動音が小さいこと	合しないこと若しくは通話装置又は警報ベル等の連絡装置が作動しないこと 又は容易に操作できないこと
		善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認 する	-	前回検査以降に不具合があり、連絡装置の不良が明確で、改善されていない こと
	かご内非常停止ス イッチ	作動状況	作動状況を確認する	-	平成12年建設省告示第1429号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
	用途・積載量・定員 等の標識	標識の状況	目視で確認する	-	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は、標示に誤りがあること
3.12	停電灯装置	作動・照度の状況	照明電源を遮断し作動状況を概ね 1分間確認 (明るさに変動がある 場合は30分間確認)するととも に、操作注意銘板が容易に認識で きることを確認する	-	令第129条の10第3項第四号口の規定に 適合しないこと
	かご床先と昇降路壁 及び乗場敷居との水 平距離	付状況(取付が必要な場合)	目視、触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
	<i>.</i>	かご敷居と昇降路壁・乗場 敷居の隙間の状況	目視確認又は、金属製直尺で測定 する	-	令第129条の7第三号の規定に適合しな いこと
	<u>か ご 上</u> かご上安全スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	-	平成12年建設省告示第1429号第1第一 号の規定に適合しないこと又は作動時 にエレベーターが運転できること
	頂部安全距離確保ス イッチ(装置が必要 な場合)	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れ があること	
	上部ファイナルリ ミットスイッチ・リ ミット(強制停止)	取付状況 作動状況	触診で確認する 作動状況を確認する	- スイッチが作動用カムから外れる恐れ があること	取付が堅固でないこと 平成12年建設省告示第1423号第2第五 号の規定に適合しないこと又は作動時 にエレベーターが運転できること
	スイッチ	ファイナルリミットスイッ チの作動位置	つり合重りと緩衝器の隙間とス イッチの作動寸法の関係を確認す る	-	ばね緩衝器を使用している場合は、つり合おもりが緩衝器に接するまでに作動しないこと 油入緩衝器を使用している時はストロークの1/2を超えても作動しないこと
		置	スイッチの作動位置がドアゾーン内であることを確認する	-	ドアゾーン内で作動しないこと
	頂部綱車(装置が必要な場合)	取付状況   外観の状況   音の状況	<u>触診で確認する</u> 目視で確認する 聴診で確認する		<u>取付が堅固でないこと</u> 欠損、き裂があること 異常音があること
	女'体'物口 )	取付状況	歴記		共市目があること 緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット に緩みがあること

	(11)	検査項目	(ろ)検査方法	(は) 要重点点検	判定基準 要是正
4.5	調速機ロープ(装置	径の状況		摩耗した部分の直径が摩耗していない	摩耗した部分の直径が摩耗していない
	が必要な場合)		置の間に綱車に掛かる場所等で最	部分に比較して92%未満であること 	部分に比較して90%未満であること
			も摩損の進んだ部分の直径をノギ スで測定し綱車にかからない部分		
			をノギスで測定した結果から摩耗		
		素線切れの状況		素線切れが平均的に分布する場合は、	
				素線切れ総数が1よりピッチ内で6よ り鋼索では18本、8より鋼索では24本	
			ある場所等で最も摩損の進んだ部	を超えている又は1構成より1ピッチ 内の素線切れが3本を超えていること	を超えている又は1構成より1ピッチ
			目視で確認する		
					素線切れが特定の部分に集中している 場合は、素線切れ総数が1よりピッチ
					内で6より鋼索では12本、8より鋼索 では16本を超えている又は1構成より
					1 ピッチ内の素線切れが 9 本を超えて いること
				錆が甚だしい場合又は、切れた素線の	錆が甚だしい場合又は、切れた素線の
				劣化が進んでいる場合は、1構成より  1ピッチ内で素線切れがあること	劣化が進んでいる場合は、1構成より 1ピッチ内の素線切れが2本を超えて
		 摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の錆の状態(固着を	-	いること ロープの摩耗粉の錆が多量に主索に付
		13-4-0-477 <b>&gt;</b> 2-10(10)	含む)を目視で確認する		着していて素線切れが確認できない状態であること
		損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	-	損傷、変形があること
4.6	非常救出口	かごの救出口の状況 (平成12年建設省告示1413	蓋・スイッチの作動状況を確認す る	-	令第129条の6第四号の規定に適合しな いこと
		号第1項第一号に該当する場合を除く)			
			戸・戸の自閉・施錠・スイッチの 作動状況を確認する	-	令第129条の7第一号の規定に適合しな いこと又は戸が自閉しないこと若しく
			I FED IVIDE C REDUCT O		は施錠、開錠できないこと若しくはス
		かご室側部救出口の戸の状	目視で確認する	-	イッチが作動しないこと 救出口の蓋・戸がないこと若しくは破
		況 (装置が必要な場合)			損していること又は施錠、開錠できな いこと若しくはスイッチが作動しない
					こと
4.7	かごのガイド シュー・ローラー	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナッ	-	緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット
		摩損の状況	トの緩みを確認する 目視、聴診、触診で確認する	-	に緩みがあること 摺動部・回転部の摩耗によりかごの走
		73 35.55 \$135	TOTAL TOTAL CONTROL OF		行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運 行に支障があること
4.8	かごつり車(装置が 必要な場合)	外観の状況 取付状況	目視で確認する テストハンマーでの打検、緩み確	-	欠損、き裂があること 緩み確認マークがずれていること、打
	必安は场口)	4X19.4人/元	認マークの目視、締付け等でナッ	-	検で濁音がすること等により、ナット
		音の状況	<u>トの緩みを確認する</u> 聴診で確認する	-	<u>に緩みがあること</u> 異常音があること
4.9	ガイドレール・ブラ ケット	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナッ	-	緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット
		劣化状況	トの緩みを確認する 目視で確認する	-	に緩みがあること 甚だしい損傷、腐食があること
4.10	ドアインターロック	取付状況 ロック機構の状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと 令第129条の10第3項第二号の規定に適
	スイッチ		作動状況を確認する	-	合しないこと
		スイッチの動作状況	作動状況を確認する	-	令第129条の10第3項第一号の規定に適 合しないこと
		スイッチの動作位置	スイッチ作動位置を確認する	-	昇降機の検査標準(JIS A4302)の基準を満たしていないこと
		インターロックの状況	作動状況を確認する	-	機械的ロックがかかる前に電気スイッ チが入ること
		損耗の状況	目視で確認する	ロック機構に変形があること	機構部品に甚だしい損傷、腐食、その 他の劣化があること
			   不具合と改善状況の報告書を確認   ***	-	前回検査以降に不具合があり、マイク
		善の状況	する		ロスイッチの不良が明確で、改善されていないこと
4.11	乗場の戸及び敷居	況(装置が必要な場合)	目視、触診で確認する	-	敷居、ドアシューに甚だしい摩耗があ ること
		戸・敷居の状態 ( 敷居は必 要な場合 )	目視で確認する	-	令第129条の7第一号の規定に適合しな いこと又は変形、摩耗、腐食等により
		敷居下部の人、物の挟まれ	日祖で確認する		<u>運行に支障をきたしていること</u> 敷居下部の挟まれ防止処置が確実でな
		防止処置の状況		<u>.                                    </u>	いこと
			目視で確認する又は金属製直尺で 測定する	-	戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき 間がスライド式ドアでは6mm、押上式
		隙間の状況	  目視で確認する又は金属製直尺で		ドアでは9.5mmを超えていること 戸のガイドシューのかかりが6mm未満
		の状況 (装置が必要な場	国民で確認するXは並属製具代で 測定する	-	であること
			目視で確認する	-	ガラスにひびや割れがあること
		<u>のものに限る)</u> 連結ロープ・ドアクロー	目視、触診で確認する	-	変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れな
		ザーロープの状況(装置が 必要な場合)			どにより運行に支障をきたしているこ と
		戸の可燃物の状況	目視で確認する	-	〜 令第129条の7第二号の規定に適合しな いこと
		戸の自閉の状況(自閉式の	目視、触診で確認する	-	ドアクローザーの作動領域で自閉しな いこと
L	<u> </u>	場合)	l		V 1 C

自己ではいた又はきぬ。	(11)	検査項目	(ろ)検査方法		判定基準
「行に参加の社と会別が含えた。	4.12 昇降路壁・囲い	壁・囲いの状況	目視で確認する	安里点点快	令第129条の7第一号、四号の規定に適
□レーターがあられる。  □レーターがあられる。  □は、海球の間に対当するもの を担く、カーションのである。 を担く、カーションのである。 を担く、カーションのである。 を担く、カーションのである。 を担く、カーションのである。  □は、経費ができまする  □は、経費ができまする  □は、経費ができまする  □は、経費ができまする  □は、経費ができまする  □は、経費がのをという。  □は、経費がのをという。  「おり、カーションのである。  「おり、カーション					合しないこと又はき裂、漏水により運 行に支障の生じる恐れがあること
エレーテー以のの議場の 日本では最近する		可燃物の状況	目視で確認する	-	令第129条の7第二号の規定に適合しな
		状況(平成17年国土交通省 告示第570号に該当するもの	目視で確認する	-	令第129条の2の5第三号の規定に適合
	4.13 昇降路内の耐震対策		目視、触診で確認する	-	令第129条の4第3項第三号、四号の規
上でいたして   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		レールとのかかり代の状況	  金属製直尺等で測定する 	-	定に適合しないこと かご、つり合おもりガイドシュー又は 外れ止めのかかり代が耐震基準を満た
1-16			目視で確認する	-	していないこと 突出物に対する保護措置に変形、損
		つり合おもり片の脱落防止	目視、触診で確認する	-	つり合おもり片の脱落防止措置が確実
関係が深 目影、整定で確認する - ケーブル経療及び引化を助かない。				-	ケーブルが他の機器、突出物と接触に
特の地域に関係を関する	打部	取付状況		-	ケーブル端部及び引止め部が確実でな
	4.15 つり合おもり各部	枠の状況	目視、触診で確認する	-	枠の組立てが堅固でないこと又は変形
			認マークの目視、締付け等でナッ	-	緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット
### 19 10 合きもり3 素化				-	に緩みかあること  摺動部・回転部の摩耗によりかごの走  行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運
報信部の現代が整備でないこと   特別の対象			目視で確認する	-	
作動状況				<u>-</u>	構成部材の取付が堅固でないこと
		作動状況	ア・無積載でキャッチ作動時にブレーキを開放しても動かないことを確認するイ・非常止めを作動させシーブがをすることを目視又は空転検知を示すLED・信号等で確認するウ・キャッチ作動時にかごを持ち	-	非常止め装置が作動しないこと
# 1 回り合わもりのつり					ロープ・スラックロープに損傷がある
東	4 17 つり合おもりのつり	外観の状況	日視で確認する	<u>-</u>	
4.18 かごの戸の開閉機構 開開状況	車(装置が必要な場		テストハンマーでの打検、緩み確 認マークの目視、締付け等でナッ	-	緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット
存在の表示の表示と   日視で確認する   に支険があること   原理機構の摩託で戸の開閉に支   のこと   機器の取付が整固でないことでから一が開くことを確認する   一 機器の取付が整固でないことでから対象、			聴診で確認する	-	異常音があること
構成部品取付状況   触診で確認する   ・   機器の取付が堅固でないこと   停電時等の手動開放状況   係合が外れた位置で停止させ手動   ・   使電時等に手動開放できないこと   停電時等に手動開放できないこと   停電時等に手動開放できないこと   停電時等に手動開放できないこと   使な過ぎする   ・   接場ボタン及び表示   押しボタンの作動状況   作動状況を確認する	4.18 かこの尸の開閉機構			-	
4.19 かご枠 かご枠材相互の締め付け状		構成部品取付状況		-	機器の取付が堅固でないこと
説マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する   技術で調音がすること等により、		停電時等の手動開放状況		-	停電時等に手動開放できないこと
5.1         乗場ボタン及び表示         押しボタンの作動状況         作動状況を確認する         ・ 押ボタン、スイッチ類の機能がないこと           乗場ボタンの取付・操作の 状況         競診で確認する         ・ 操作機器(押しボタンなど)の可整固でないこと又は洗いことを表示的場合)         表示はない又は表示が不鮮明できる。場合)           表示認の状況         目視で確認する         ・ 表示にない又は表示が不鮮明できる。場合)         表示の表している。           5.2         非常解錠装置         作動状況         最上階と最下階は専用の鍵で乗場 可動部の動きが円滑でないこと又は変 会第129条の10第3項第二号の規定 合しないこと 質定 操作し解錠できることを確認 する。こと 質性性に解錠できることを確認 する。         一 機構部品の取付が堅固でないこと 表示と ではいこと でもあること 理解した後、復帰するまでの時間を確認する         ・ 機構部品の取付が堅固でないこと 関連でないこと 関連を確認する ・ 関切が図内に復帰しないこと 関連を確認する ・ 関切が図内に復帰しないこと 関連を確認する ・ 関リ車の状況 (油入式) ゲージ又は確認口から目視で確認 ドレン部から油漏れがあること 油量が適量でないこと する。           6.2         調速機ローブ用及びその他の張り車(その他の張り車(その他張り車(表別)車(を確認する) ・ 関連の取付が深度でないこと する。         ・ のでまで中の異常音や揺動等に支障があること 現り車の取付が確実でないこと できのであること 張り車の取付が確実でないこと できのであること 現り車の取付が確実でないこと できんのでは できるの際間 タイダウンスイッチの作動 軟児 ・ 新りしないこと でからこと 保護に でいること 作動しないこと でからこと 保護に でいること でからこと 保護に でいること 作動しないこと でからこと 作動しないこと でからこと 保護に でいること でからこと でからこと であること のであること まり車の取付が確実でないこと できるのと できるのと できるのと できる できる できる できる できる できる できる でないこと できる	4.19 かご枠		認マークの目視、締付け等でナッ	-	緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット に緩みがあること
議場ボタンの取付・操作の   検診で確認する   一		押しボタンの作動状況	- 作動状況を確認する	-	-  押ボタン、スイッチ類の機能が作動し
状況 表示器の状況 (表示装置が ある場合)   目視で確認する   日視で確認する   表示しない又は表示が不鮮明できることを確認する   表示部、押しボタンの甚だしい。	器	乗場ボタンの取付・操作の	触診で確認する	-	
(表示部、押しボタンの甚だしい。		表示器の状況(表示装置が	目視で確認する	-	
1			目視、触診で確認する	-	表示部、押しボタンの甚だしい破損が
取付状況         触診で確認する         -         機構部品の取付が堅固でないこと           6.1         緩衝器         腐食の状況         目視で確認する         -         取付が堅固でないこと           収付状況         触診で確認する         -         取付が堅固でないこと           作動状況(油入式)         全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する         -         90秒以内に復帰しないこと           6.2         調速機ロープ用及びその他の張り車(その他の張り車(その他張り車は装置が必要な場合)         まり車の取付状況及びピット床等との隙間         -         振り車の取付が確実でないこととでいた業り車の取付が確実でないことがよいことがよります。           タイダウンスイッチの作動状況         動作確認する         -         振り車の取付が確実でないことがよいことがよいことがよいことがよいことがよいことがよいことがよいことがよ	5.2 非常解錠装置	作動状況	から解錠、途中階はかご上から装 置を操作し解錠できることを確認		令第129条の10第3項第二号の規定に適
6.1       緩衝器       腐食の状況       目視で確認する       -       緩衝器本体及び取付部に顕著ながあること         取付状況       触診で確認する       -       取付が堅固でないこと         作動状況(油入式)       ゲージ又は確認口から目視で確認 ドレン部から油漏れがあること       油量が適量でないこと         6.2       調速機ロープ用及びその他の張り車(その他の張り車(その他張り車は装置が必要な場合)       目視、聴診で確認する       -       ボリ車の取付状況及びピット床若しくはピット機器に対していることの隙間         タイダウンスイッチの作動状況       事視、触診で確認する       -       張り車の取付が確実でないことの除間         タイダウンスイッチの作動状況       事件確認する       -       「作動しないこと」         (下動しないこと)       大況       ・       ・		取付状況		-	機構部品の取付が堅固でないこと
作動状況(油入式) 全圧縮した後、復帰するまでの時 - 90秒以内に復帰しないこと 間を確認する 油量の状況(油入式) ゲージ又は確認口から目視で確認 ドレン部から油漏れがあること 油量が適量でないこと する 調速機ロープ用及び その他の張り車(その他張り車は装置が 必要な場合) - 現り車の取付状況及びピット床等との隙間 タイダウンスイッチの作動 動作確認する - 張り車の取付が確実でないこと 光況		腐食の状況	目視で確認する	-	緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食が あること
油量の状況(油入式)			全圧縮した後、復帰するまでの時	-	
6.2 調速機ロープ用及び その他の張り車(その他張り車は装置が 必要な場合) - 開現、聴診で確認する - かごの走行中の異常音や揺動等 に支障があること 張り車の取付状況及びピット床等との隙間 - 張り車の取付が確実でないこと ピット床若しくはピット機器にていること タイダウンスイッチの作動 動作確認する - 作動しないこと		油量の状況(油入式)	ゲージ又は確認口から目視で確認	ドレン部から油漏れがあること	油量が適量でないこと
の他張り車は装置が		張り車の作動状況		-	  かごの走行中の異常音や揺動等で運行  に支障があること
タイダウンスイッチの作動 動作確認する - 作動しないこと 状況	の他張り車は装置が		目視、触診で確認する	-	張り車の取付が確実でないこと又は ピット床若しくはピット機器に干渉し
			動作確認する	-	
フィナノン 情がないログない   MXII / MX   MX   MX   MX   MX   MX   MX   MX		タイダウン構成部品の取付	触診で確認する	-	取付が堅個でないこと

プログリル   万度の他のの校   日本で連載する   アルフリル   アルフリー   アルロリー   アルロリー		(11)	検査項目	(ろ)検査方法		判定基準
本語   1	6.3				要重点点検	要是正 汚損又は防水不良により運行に支障が
	0.5	C O I JA			-	あること
2. マンティイナル   19 カイナル					<u>-</u> -	機器に影響を及ぼす冠水があること    ピット内機器及び部材に甚だしい指
20						傷、腐食、その他の劣化があること
	6.4		作動状況	作動状況を確認する		
ファイナルリュットスイク フリ合きもしと経済の時間とス		ミット(強制停止)			100000	
グラウト製物量		スイッチ	ファイナルリミットフィッ	つい合おもいと経衝器の隙間とて		げわ経衛哭を使用している場合は か
以上の一部の						ごが緩衝器に接する前に作動しないこ
□ - つっかに交換えて地内等しないこと □ フットスイッチの作動的 スイッチの作動の質がドラリー □ フットスイッチの作動の スイッチの作動の質がドラリー □ 大きなことを確認する □ 大きなことを確認する □ 大きなことを確認する □ 大きなことを表している。 □ 大きないのである。 □ 大きないのであるいのである。 □ 大きないのであるいのであるいのである。 □ 大きないのであるいのであるいのである。 □ 大きないのであるいのであるいのであるいのである。 □ 大きないのであるいのであるいのであるいのであるいのであるいのであるいのであるいのである				ి క		
ス・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リー						ロークの1/2を超えても作動しないこ
## 2000			リミットフィッチの作動位	フィッチの作動位置がドフゾーン		
6.5   高元安全無償在文			置	内であることを確認する	-	
イナッド (ジャ) 洋流空 (大き) 洋流空 (大き) 神経 (大き)   日本 (	6.5	底部安全距離確保 7			- フイッチが作動田カムから外れる巩わ	取付が堅固でないこと 平成12年建設省集示第1423号第1第一
おいて非常上の装置   報告で確認する   現代が製画ではした   日本で確認する   現代が製画ではした   日本で確認する   現代が製画ではした   日本で確認する   現代が製画ではした   日本で確認する   現代が製画ではした   日本で確認する   現代が製画ではした   日本で確認する   現代が製画ではした   日本で表現がして、ことを認めまた   日本ではあること   日本であること   日本であること   日本で表現した   日本で表現したる   日本で表現した   日本で表現したる   日本で表	0.0	イッチ (ピット深さ	17 = 17 - 17 (7) 6			号口の規定に適合しないこと又は作動
6   6   かご事等止め発育   現代状況   日後、産産が多   現代が歴史では、ことであれた。   現代が歴史では、ことで表現であります。   現代が歴史では、ことで表現であります。   現代が歴史では、ことで表現であります。   現代が歴史では、ことで表現であります。   現代が歴史では、ことで表現であった。   現代が歴史では、ことで表現であった。   日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、						時にエレベーターが連転できること
日本	0.0				-	
作動状況	6.6	かこ非吊止の装直	機構部の状況	日倪で傩祕りる	-	損傷、腐食、その他の劣化かめること
					-	
1			TF里川八八兀		-	非常正の表直が作動しないこと
イ・非常山色を育動させシープが   1						
センチン   中央・野野作時のかでの水   程度で確認する   中央・野野作時のかでの水   程度で確認する   中央・野野作時のかでの水   程度で確認する   中度・対していること   中度・対している   中				イ.非常止めを作動させシープが		
ウ・キャッチ帯動時につり合きも						
中でリーチャッチ動作時のかごの次 日程で接接する又は減速する   一次の水平かり30を建えていること   中度   一次の水平かり30を建えていること   中度   一次の水平かり30を建えていること   中度   一方   大変によること   中度   一方   大変による   一方   一方   一方   一方   一方   一方   一方   一				ウ.キャッチ作動時につり合おも		
中部時・傾隔的の構成機器   一根 整診 解診で確認する   一切						
中部時・傾隔的の構成機器   一根 整診 解診で確認する   一切						
				目視で確認する又は測定する	-	
お常止のローブの巻き限り			作動時・復帰時の構成機器	目視、聴診、触診で確認する		キャッチ作動時に機械装置、調速機
状況 4 非常止の一ブが必要な			の状況		形がめること	
佐藤心の一プの状況(本 音を取り状態を目視で確認する   日 一プ後け出し、形器れ、より戻り、				目視で確認する	-	
常比のローブが必要な場合   特別の状況   日港で確認する   特別の状況   日港で確認する   2月で確認する   2月で確認する   2月で確認する   2月で確認する   2月で確認する   2月で確認する   2月で確認する   2月で表がたいたいること、対象が必要な場合   2月で表がたいないます。   2月で表がないます。   2月で表があること   2月で表がよいます。   2月で表がよいまます。   2月で表がよいます。   2月で表がよいまります。   2月で表がよいまります。   2月で表がないまいます。   2月で表がないまいます。   2月で表がよいまがます。   2月で表がよいまがます。   2月で表がないまいます。   2月で表がないまいまがます。   2月で表がないまいまがます。   2月で表がないまいまがます。   2月で表がないまいます。   2月で表がないます。   2月で表がない			な場合)			
(6.7 かご下胸車(装置が 必要な場合)				巻き取り状態を目視で確認する	-	
			合)			障があること
取付状況	6.7					
6.8		-	取付状況		-	
ひ取付部 ( 装置が必要な場合 )						に緩みがあること
要な場合			摩耗状況	目視で確認する	-	
さを目視で比較する			ロープの張りの状況		-	
イ・ローブをかご上で揺らしローブの振幅が向降が開送する						
6.9 つけ合おもり底部する情報を表現の取付状況         日根で確認する         ・ 鎖がピット床に接触していること           6.9 つけ合おもり底部する情報の状況         日根で確認する         ・ グブルナットにあってはゲット床のはピンに欠損 曲け不足等があること で力・分割端部と止め金具の取け部に損 (無欠損・差別がある)と別 ではいるではアース (場別が成果) ではいるでは、 関係側の状況 ではいるでは、 関係側の状況 ではいるでは、 関係側の状況 (当日本のでは、 関係側の状況 (当日本のでは、 関係側の状況 (当日本のでは、 関係側の状況 (当日本のでは、 関係側の状況 (当日本のでは、 関係側の状況 (当日本のでは、 関係を調整を内容で測定する (JIS A 4302)を 4 の規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の規定値を対象内容を (JIS A 4302)を 4 の規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の損害部院間に係る 規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の損害部院間に係る 規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の損害部に係る 規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の損害部院間に係る 規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の損害部院に係る 規定値を確認する (JIS A 4302)を 4 の損害・ 関係を受ける認れがあること 以は、 損傷がること 取付が況 (基債があること 取付が況) (基債を受ける認れがあること 以は、 損傷がること (JIS A 4302)を 4 の損害・ での距離と移動ケーブルのクリア ウスと確認する (基債を受ける認れがあること ないで単位の重と最下階床面までの距離と移動ケーブルのクリア クリアランスが大きいこと (基内を限する) でに適合しないにと ルールとのかがり代が耐寒 でなび違行を対していないに クリアランス (基礎を受ける認れでと) (基礎を受ける認れでと) (基礎を受ける認れでと) (基礎を受ける認れでは) (基礎を受ける認れでは) (基礎を受ける認れでは) (基礎を受ける認れでは) (基礎を受ける認れでは) (基礎があること (基礎を受ける認れでは) (基礎を受ける認れでは) (基礎があること (基礎が必要な場合) (基礎が必要な場合) (基礎が必要な場合) (基礎が認する (基礎が必要な場合) (基礎が認する) (基礎が必要な場合) (基礎が必要な場合) (基礎が認する) (基礎が認定を定め、 損傷があること (基礎が必要な場合) (基礎が認定を定め、 損傷・緩みがあること (基礎が認定を定め、 損傷・緩みがあること (基礎が認定を定め、 損傷・ (基礎が認定を定め、 損傷・ (基礎が認定を定め、 損傷・ (基礎が定と)				イ.ロープをかご上で揺らしロー		
10						
記した会員の取付状況			徴 レ ピ … し 庄 の 才 き 問 の 仕			<b>始がピット庄戸拉師! デハスーレ</b>
おがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があること   担め金具及び止め金具の取付部に損したのではアンに欠損にある。こと   上の金具及び止め金具の取付部に損傷、欠損、会別があること   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   取付が確実でないこと   のの事態を確認する   で値を満たさないこと   のの事態を確認する   で値を満たさないこと   を動ケーブルの軌跡の状況   お動ケーブルの軌跡の状況   お動ケーブルの軌跡の状況   おしまれて、定値を満たさないこと   おりをしまれて、定値を満たさないこと   取付部及び引止め部が確実でなく運行   に支障があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行   下き間の状況   取付がより下決と接触していないに、対値の分類によること   取付が限の反引止め部が確実でなく運行   下き間の状況   取付が取りに大きを目視で確認する   でがあること   取付部及び引止め部が確実でなく運行   で支障があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行   で支障があること   取付があること   取付が取りによりを動ケーブルがピット床と接触していることと   を動ケーブルがピット床と接触していることとは、損傷を受ける恐れがあること   取付部及び引止め部が確実でなく運行   で支障があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行   で支障があること   で支障があること   でがあること   でがあること   での非確とを動ケーブルのクリアランスを確認する   で変形を正式   での非確とを動ケーブルのクリアランスを確認する   で変形を正式   での非確とを動ケーブルのクリアランスを確認する   で変形を正式   で変形を正式   でがよいにと   で変形を正式   で変形を正式   でがよいにと   でがよいにと   でがよいにと   でがなること   でがなる			況	日代で推動する	-	頭がこう「外に接触していること
損、曲げ不足等があること   損、歯げ不足等があること   上め金具及び止め金具の取付部に損   損、歯げ不足等があること   上め金具及び止め金具の取付部に損   億、欠損、を製があること   取付が確実でないこと   の金具の取付状況   一切合ローブ・鎮端部と止   向金風の取付状況   同様で確認する   一切合口の状況   一切合口の状況   一切合口の状況   一切合口の状況   一切合口の状況   一切合口の状況   一切の表しの取付状況   一切の表しの取付状況   一切の表しの取付が理解した場合に次回検査情報   (JIS A 4302 ) 表もの規定値を満たしていない   定値を満たさないこと   現定値を確保できないこと   現定値を確保できないこと   現定値を確保できないこと   現定値を確保できないこと   現定値を確保できないこと   現実時時の移動ケーブルの振れ   一般動ケーブルの側部を続した場合に次回があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行に支値があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行に支値があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行に支値があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行に支値があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行に支値があること   取付部及び引止めまが確実でなく運行に支値があること   下の正確と移動ケーブルのクリアランスを確認する   一型ガード等の状況   日視、触診で確認する   一型がト床と接触していること又はがご停止位置と最下階床面までの距離と移動ケーブルのクリアランスを確認する   全部の状況   中型がトドシュー又は外れ上めのかかり代の状況   全属製直尺等で測定する   全第129条の4第3項第三・四号の規定に適合しないこと   かごへの可含まもリガイドシュー又は外れ上めのかかり代が耐震基準を満たしていなにと   次に対する保護措置の   次に検で機能を関する   空出物に対する保護措置に変形、損   緩みがあること   を第129条の4第3項第三・四号の規定に適合しないこと   アコルをのかかり代が耐震基準を満たしていること   で連物に対する保護措置に変形、損   機があること   で連物に対する保護措置に変形、損   機があること   を第129条の4第3項第三・四号の規定に適合しないこと   アコルをのかがりでする保護措置に変形、損   機があること   で連続でするにと呼に対する保護措置に変形、損   機があること   で連続ですること等により、ナット			止め金具の取付状況	目視、触診で確認する	-	
付部の状況						損、曲げ不足等があること
10 日				目視で確認する	-	
6.9   つり合おもり底部す   陰間の状況   陰間の状況   陰間を鋼製巻尺等で測定する   前回検査の隙間と比較し今後も同様な 最小値が昇降機の検査標準 (JIS A M)が傾向が継続した場合に次回検査時 4302) 表 8 の規定値を満たしていない			つり合ロープ・鎖端部と止	目視で確認する	-	
き間   減少傾向が継続した場合に次回検査時   4302 ) 表 8 の規定値を満たしていない   定値を満たしていない   定値を満たさないこと   では   では   では   では   では   では   では   で	6.9	つり合おもり底部す			  前回検査の隙間と比較し今後も同様か	  最小値が昇降機の検査標準(.IIS A
定値を満たさないこと			1201-0-5-1000	TOTAL OF STREET OF STREET	減少傾向が継続した場合に次回検査時	4302)表8の規定値を満たしていない
規定値を確保できないこと   規定値を確保できないこと   規定値を確保できないこと   接動ケーブルが他の機器、突出物と接触し、損傷を受ける恐れがあること   取付状況   目視、触診で確認する   取付部及び引止め部が確実でなく運行   に支障があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行   に支障があること   取付部及び引止め部が確実でなく運行   で支障があること   取付部及び引止の事が確実でなく運行   で支障があること   取付部及び引止の事が確実でなく運行   で支障があること   取付部及び引止の事が確実でなく運行   で支障があること   で支障があること   で支障があること   で支険があること   で支険があること   で支険があること   で支険があること   であたがにで停止位置と最下階に停止させ確認する   での距離と移動ケーブルのクリアランスが大きいこと   での距離と移動ケーブルのクリアランスが大きいこと   での距離と移動ケーブルのクリアランスが大きいこと   で変出がに対しているいこと   で変出物に対する保護措置の   大れに必のかかり代が耐震基準を満たしていないこと   で記がに対する保護措置の   で変出物に対する保護措置の   で記が必要な場合   で変出物に対する保護措置に変形、損傷、緩み確認マークがずれていること、打況   では存储でする   で変み確認マークがずれていること、打況   で適合がすること等により、ナット   で適合がすること等により、ナット   で適合がすること等により、ナット   で適合がすること等により、ナット   であたが   であること   であればいが   であること   である   であること   であること   であること   である   で						
付部	0.12	10 ft L	10 th L	ムプ目的はのなむ ヒーブックに		規定値を確保できないこと
取付状況	6.10		移動ケーブルの軌跡の状況 		-	
R			HD (+14:20			は、損傷があること
移動ケーブルとピット床のすき間の状況       かごを最下階に停止させ確認する又はがご停止位置と最下階床面までの距離と移動ケーブルのクリアランスを確認する       -       移動ケーブルがピット床と接触していること又はがご停止位置と最下階床面までの距離と移動ケーブルのクリアランスが大きいこと         6.11       ピット内の耐震対策       ローブガード等の状況       目視、触診で確認する       -       令第129条の4第3頂第三・四号の規定に適合しないこと         レールとのかかり代の状況       金属製直尺等で測定する       -       かごへり合おもりガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないことで出物に対する保護措置の状況(装置が必要な場合)         6.12       かご枠       かご枠材相互の締め付け状況       テストハンマーでの打検、緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナット			4X19	日悅、	-	
での距離と移動ケーブルのクリア ランスを確認する					-	移動ケーブルがピット床と接触してい
6.11 ピット内の耐震対策 ローブガード等の状況 目視、触診で確認する - 令第129条の4第3項第三・四号の規定 に適合しないこと レールとのかかり代の状況 金属製直尺等で測定する - かご、つり合おもりガイドシュー又は 外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと 突出物に対する保護措置の 状況(装置が必要な場合) 目視で確認する - 突出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること がご枠 かご枠材相互の締め付け状 テストハンマーでの打検、緩み確認マークがずれていること、打 後で濁音がすること等により、ナット			,口目の小儿	での距離と移動ケープルのクリア		までの寸法の1/2より移動ケープルの
に適合しないこと				ランスを確認する 		クリアランスが大きいこと 
レールとのかかり代の状況       金属製直尺等で測定する       -       かご、つり合おもりガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと         突出物に対する保護措置の状況(装置が必要な場合)       目視で確認する       -       空出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること         6.12       かご枠       かご枠材相互の締め付け状況       テストハンマーでの打検、緩み確認マークがずれていること、打機で濁音がすること等により、ナット	6.11	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	-	
第2       外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと         突出物に対する保護措置の 状況(装置が必要な場合)       目視で確認する 状況(装置が必要な場合)       -       突出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること         6.12       かご枠       かご枠材相互の締め付け状況       テストハンマーでの打検、緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナット			レールとのかかり代の生活	全届制吉尺竿で測定する	_	
突出物に対する保護措置の 状況(装置が必要な場合)       目視で確認する       -       突出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること         6.12 かご枠       かご枠材相互の締め付け状況       テストハンマーでの打検、緩み確認マークがずれていること、打況       会とので過程を表すること等により、ナット			レールこのおおり入り入が		_	外れ止めのかかり代が耐震基準を満た
状況 (装置が必要な場合)			突出物に対する保護措置の	目視で確認する	-	
			状況(装置が必要な場合)			傷、緩みがあること
	6.12	かご枠			-	緩み確認マークがずれていること、打 検で濁音がすること等により、ナット
			ļ <del></del>			

	(11)	検査項目	(ろ)検査方法		判定基準
7	非常用エレベーター(		(3) ((2))	要重点点検	要是正
7.1	かご呼び戻し装置	作動状況	かご(表示のみ)・乗場・中央管理室で呼び戻し装置及び表示灯の 作動を確認する	-	令第129条の13の3第3項第九号又は第7 項の規定に適合しないこと
		取付・操作の状況	目視、触診で確認する	-	取付が堅固でないこと又は渋いこと
	AL NIGHT WEET	運転の状況	呼び戻し運転時に乗場呼びに応答しないことを確認する	-	乗場呼びに応答すること
7.2	一次消防運転	作動状況	かご内の一次消防運転スイッチを 操作し作動状況を確認する	-	一次消防運転をしないこと又は非常運 転灯が鮮明に点灯(乗場・中央管理 室)しないこと又は乗場呼びに応答す ること
		取付・操作の状況	触診で確認する	-	スイッチの取付が堅固でないこと又は 渋いこと
		最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、又は防滴処理の状況	スイッチ類が防滴処理されていない場合は、一次消防運転モード時の信号入力が制御盤で正しく処理されているか確認するスイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する	•	防滴処理がされていない場合に信号が 入力されても作動しないこと 防滴処理がされている場合に防滴処理 が確実でないこと
7.3	二次消防運転	作動状況	かご内の二次消防運転スイッチを 操作し作動状況を確認する	-	二次消防運転をしないこと又は非常運 転灯が鮮明に点灯(乗場・中央管理 室)しないこと又は乗場呼びに応答す ること
		取付・操作の状況	目視、触診で確認する	-	取付が堅固でないこと又は、渋いこと
		最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、又は防滴処理の状況	スイッチ類が防滴処理されていない場合は、二次消防運転モード時の信号入力が制御盤で正しく処理されているか確認する スイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する	-	防滴処理がされていない場合に信号が 入力されても作動しないこと 防滴処理がされている場合に防滴処理 が確実でないこと
		戸開走行の状況	かご戸・乗場戸を開いたまま運転 可能か確認する	-	令第129条の13の3第9項の規定に適合しないこと又は通常時の戸閉時間と同程度の時間プザーが鳴動しないこと又は通常時の戸閉時間以内で起動すること又はかご戸・乗場戸を開いたまま運転をしないこと
		速度の状況	瞬間式回転速度計・電子式速度表 示装置等で測定する	-	令第129条の13の3第11項の規定に適合 しないこと
7.4	非常標識	標識の状況	目視で確認する	-	令第129条の13の3第3項第九号の規定 に適合しないこと
7.5	予備電源確認	作動状況	自主検査等の検査記録を確認する 検査記録がない場合は、予備電源 の状態を確認する又は予備電源で の作動状況を確認する	-	予備電源に不具合報告があること若しくは十分な燃料がないこと又は予備電源でエレベーターが動かないこと
		かご照明	自主検査等の検査記録を確認する 検査記録がない場合は、予備電源 の状態を確認する又は予備電源で の作動状況を確認する	-	予備電源に不具合報告があること若し くは十分な燃料がないこと又は予備電 源で照明が点灯しないこと
7.6	その他	中央管理室とかごの連絡装 置の状況	通話状態が良好か確認する	-	令第129条の13の3第8項の規定に適合 しないこと又は通話状態に音量不足、 雑音があること
		かご・昇降路出入り口戸の 可燃物の状況	目視で確認する	-	平成12年建設省告示第1428号第1の規 定に適合しないこと
		ピット内の浮遊物の状況 防滴の処置状況	目視で確認する 目視で確認する		ピットに水に浮くものがあること 機器の防滴対策が確実でないこと
8.1	そ の 他	作動状況	感知器を振動させて確認する又は テストポタンが付いているタイプ はテストボタンで作動状況を確認 する	-	作動しないこと
		<u>設置状況</u> 管制運転の状況	触診で確認する 感知器を作動させる又は、制御盤 で地震信号を入力し作動状況を確 認する	-	取付が堅固でないこと   管制運転が確実に動作しないこと
		自動復帰の状況	自動復帰の状況を確認する	-	一定時間後に管制運転が解除されない こと
8.2	S 波感知装置及び地 震時管制運転装置 (装置が必要な場 合)	作動状況	感知器を振動させて確認する又は テストボタンが付いているタイプ はテストボタンで作動状況を確認 する	-	作動しないこと
		<u>設置状況</u> 管制運転の状況	<u>触診で確認する</u> 感知器を作動させる又は、制御盤	-	取付が堅固でないこと 管制運転が確実に動作しないこと
		自動復帰の状況	で地震信号を入力し作動状況を確認する 目動復帰の状況を確認する	-	特低ガルの場合に一定時間後に管制運 転が解除されないこと及び低・高ガル
8 3	乗場戸遮煙構造(装	気密材の摩耗状況	目視で確認する		転が解除されないこと及び低・高ガル   の場合に解除されること   摩耗、劣化、破損等があること
0.3	乗場尸巡煙構造(表   置が必要な場合)	取付状況	目視で確認する	<del>-</del>	取付が堅固であること
		停電時の戸閉機能の状況	戸開状態で主電源以外で作動状況 を確認する	-	戸閉しないこと
		火災時の戸閉機能の状況	制御盤で火災信号を入力し作動状 況を確認する	-	戸閉しないこと
		戸閉時間の状況(戸の面積 が3㎡以内のもの)	扉の閉鎖時間を確認する	-	人の出入の後、20秒以内に閉鎖しない こと

(エスカレーター)

	器 接器基御さ合 に 電 制卸盤 を重整・制卸盤 を重整・制卸盤 を	エスカーの 作	手動で遮断、投入操作を行い、 電気的に開閉されることを確認 する テストボタン付きのものは押し て作動させ、作動状況を確認する エスカレーター(動く歩道)を 運転し作動状況を確認する	要重点点検	関定基準 要是正 機械室内に保守作業に支障のあるエスカレーターに関係のない物があること 電気的に開閉されないこと 電気的に開放されないこと エスカレーター (動く歩道) が正常に作動しないこと 異常磨耗があること 前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で改善されていないこと 溶と異なるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えのものは0.1MΩ以上、150 Vを超えのものは0.1MΩ以上、150 Vを超えのものは0.1MΩ以上、150 Vを超えのものは0.1MΩ以上、150 Vを超えのものは0.1MΩ以上、150 Vを回り マール マール マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 1 機械 1. 2 1. 3 1. 4 1. 5 1. 6 1. 7 1. 8 1. 9 1. 10 電動	成室 と	の設備の ・	手動で遮断、投入操作を行い、電気的に開閉されることを確認する テストボタン付きのものは押して作動させ、作動は状況を確認する エスカレーター(動く歩道)を運転し作動状況を確認する 目視で確認する 目視で確認する 再視で確認する 目視で確認する 自視で確認する 絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する	ー 一 一 変形があること ー ー ー	スカレーターに関係のない物があること 電気的に開閉されないこと 電気的に開放されないこと 電気的に開放されないこと エスカレーター(動く歩道)が正常 に作動しないこと 異常磨耗があること 前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で改善善されていないこと 落断電流が制御盤等で指定するものと異なること 300V以下のものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 電動	器 接器基御さ合 ・	開閉器: 適断機の作	電気的に開閉されることを確認する テストボタン付きのものは押して作動でせ、作動状況を確認する エスカレーター(動く歩道)を運転し作動状況を確認する 目視で確認する 不具合と改善状況の報告書を確認する 目視で確認する 絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する	ー 一 変形があること ー ー ー	こと 電気的に開閉されないこと 電気的に開放されないこと  電気的に開放されないこと  エスカレーター(動く歩道)が正常 に作動しないこと  異常磨耗があること 前回検査以降に不具合があり、プリントを扱いではいるではのではのではのではでで改善されていないこと  落断電流が制御盤等で指定するものと異なること  300V以下のものは0. 2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと  150V以下のものは0. 1MΩ以上、150 Vを超えるものは0. 2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと  150V以下のものは0. 1MΩ以上の絶縁
1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 電動	器 接器基御さ合 ・	動状況 接触器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電気的に開閉されることを確認する テストボタン付きのものは押して作動でせ、作動状況を確認する エスカレーター(動く歩道)を運転し作動状況を確認する 目視で確認する 不具合と改善状況の報告書を確認する 目視で確認する 絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する	ー 変形があること ー ー ー	電気的に開放されないこと  エスカレーター (動く歩道) が正常に作動しないこと 異常磨耗があること 前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で改善されていないこと 溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること 3000以下のものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 1500以下のものは0.1MΩ以上、150 ソを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 電動	器基御さ合 に 電 制卸盤 を電路・制卸盤 を電路・制卸盤 を	リント) の	テストボタン付きのものは押して作動させ、作動状況を確認する エスカレーター (動く歩道)を運転し作動状況を確認する 目視で確認する 不具合と改善状況の報告書を確認する 目視で確認する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ー 変形があること ー ー ー	エスカレーター (動く歩道) が正常に作動しないこと 異常磨耗があること 前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不したが明確で改善されていないこと 溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること 300V以下のものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 電動	器基御さ合 に 電 制卸盤 を電路・制卸盤 を電路・制卸盤 を	リント) の	エスカレーター (動く歩道)を運転し作動状況を確認する 目視で確認する 不具合と改善状況の報告書を確認する 目視で確認する 自視で確認する 絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する	ー 変形があること ー ー ー	に作動しないこと 異常磨耗があること 前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で改善されていないこと 溶断電流が制御盤等で指定するものと 3007以下のものは0.2MΩ以上、300 Vを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁抵抗がないこと 1507以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 電動	御用れ (いる を で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	接触器の主接を除く)前合と、保証のでは、	不具合と改善状況の報告書を確認する 目視で確認する 絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する	変形があること	前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で改善されていないこと 溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること 3000以下のものは0.2MΩ以上、300 Vを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 1500以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 1500以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと
1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 電動	受電盤・ ・	合と改善状況 使用状況 の絶縁 縁次接域を設しによるな除であれてなめによりのによりにあるはいであるはいでであるはいである。 のだいではないではいいではないではないでのはないではないではないではないではないではないではないではないではないでは、 は、一次側の片側接地ターでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	認する 目視で確認する 絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する	- - - -	ント基板の不良が明確で改善されていないこと 溶断電流が制御盤等で指定するもの と異なること 300V以下のものは0.2MΩ以上、300 Vを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと
1.5 = 電盤 1.6 = 盤 1.7 = 1.8 = 1.10 = 電動	電路・ ・ 制卸路 電動機主回路の絶二 一 制御「クース」に交流の絶二 でも側が、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では	の絶縁 緑次側が電気的に分離 接地でではいるないである。 はないではいるないであるはいである。 はないではいるないではないではいる。 はないではいるではいるができます。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる。 はないではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではい	絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- - -	と異なること 300V以下のものは0.2MΩ以上、300 Vを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと
1.6 制御盤 1.7 1.8 1.10 電動	制御盤 制御回の 路を 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	縁 次側が電気的に分離接 変したいではいますではいますができた。 はい下の回路は除く) 縁 が電気ではいいではいいですができますができますができますができますができますができますができますができ	絶縁測定器で測定する 絶縁測定器で測定する	_ _ _	V を超えるものは0.4MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 V を超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 V を超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと
1. 6	盤 制御(火の絶土 (一人) (一人) (一人) (一人) (一人) (一人) (一人) (一人)	次側が電気的に分離接ではいる。 技地さ設けのではは除るでは、 は下の回路は除く)を 縁を を設けである。 を設けである。 を設けである。 を設けてある。 を設けてある。 は下の回路は除く) は下の時間接地タ	絶縁測定器で測定する	_	V を超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと 150V以下のものは0.1MΩ以上、150 V を超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと
1.8 1.9 1.10 電動	信号回路の絶 (一次側と二 され二次側が 地側にヒュー 60V・交流25V 照明回路の絶	縁 次側が電気的に分離 接地されており非接 ズを設けてある直流 以下の回路は除く) 縁		-	V を超えるものは0.2MΩ以上の絶縁 抵抗がないこと
1. 9 電動		二次側の片側接地タ	絶縁測定器で測定する		150VN TO # O # O MO N F 150
1.10 電動	接地		I	_	1500以下のものは0.1MΩ以上、150   Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁  抵抗がないこと
		イプの接地状況	触診で確認する		接地線が接地端子に緊結されていないこと
1.11 ブレ	协機	発熱の状況 音の状況	触診で確認する 聴診で確認する		異常な発熱があること 異常音があること
1.11 ブレ		振動の状況	概形で確認する   触診、聴診で確認する		異常振動があること
	ノーキ	油付着の確認	目視で確認する	_	ドラム・ディスクとパッド摺動面に
		状況	製造者が指定する方法で確認す る(製造者が検査方法を指定し ていない場合は、制動片の厚み を測定し前回検査からの摩耗量 から確認する)	製造者設計基準値と比較し電機制動 タイプは1.1倍、プレーキ制動タイプは1.2倍以下であること(製造者 設計基準値がない場合は前回検査時 からの摩耗量が残存厚みの1.2倍以 下であること)	油が付着していること 製造者設計基準値以下であること (製造者設計基準値がない場合は パッド以外の部分がドラム・ディス クに接触していること)
		停止距離の状況	無負荷上昇運転にて非常停止ボタンを押し停止距離を測定する	_	平12年建告第1424号第三号の規定に適合しないこと
		ディスクとの接触状 況	聴診で確認する	_	運転中にパッドがドラム・ディスク に接触していること
1.12 減速	<b>基機</b>	潤滑油の量潤滑油の劣化状況	オイルゲージ等を目視確認する 色・不純物を目視で確認する	_	ギヤオイル量がオイルゲージで示す   範囲内にないこと   ギヤオイルに甚だしい変色・摩耗粉
				_	があること
.		発熱の状況	触診で確認する		異常な発熱があること
		音の状況 振動の状況	聴診で確認する 触診、聴診で確認する		異常音があること 異常振動があること
1.13 駆動	<b>助鎖</b>		目視、聴診で確認する	-	スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いに異常があること
1.14 踏段	<b>设反転装置</b>		目視、聴診で確認する	_	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異 常があること
1		反転装置の作動状況	目視、聴診で確認する	-	反転歯車の回転又は反転レールでの 踏段反転が円滑でないこと
	-	踏段鎖の張りの状況	日倪で催認する	_	踏段反転時に踏段反転装置の揺動が  著しいこと
	<b>降 口</b>	本民 少り担告でい	口根で体部ナフ	1	本以。薛钰。姓·《 古人怀一王郎·-
2.1 ラント	ノディングプレー	変形·劣化損傷の状 況	日倪で傩認する	_	変形・摩耗・錆び・腐食等で乗降に  支障があること
2.2 くし 2.3 くし	ン板 ン板と踏段のかみ	欠損の状況 かみ合いの状況	目視で確認する 目視で確認する	_	くし歯が欠損していること くし板と踏段にかみ合いがないこと
合い	,1			_	
	ンレットガード ・ 降起動スイッチ	インレットガードの 取付け及び状況	目視で催認する      作動状況を確認する		取付が堅固でないこと又は破損があること 作動しないこと
	・ <u>                                      </u>	作 <u></u> 野状況   警報音の鳴動の状況			作動しないこと
イツ		作動状況	作動状況を確認する	_	作動しないこと

(い) 検査項目		(ろ)検査方法	(は)当 要重点点検	判定基準 要是正	
<b>3</b> 3. 1	<b>中 間 部</b> ハンドレール駆動装	スプロケットの歯と	目視、聴診で確認する		スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ
	置	駆動鎖とのかみ合い の状況		-	合いに異常があること
		ハンドレールの駆動  力の状況		駆動輪・ローラ·ベルトに亀裂・摩 耗等があること又は異常音があるこ	
			確認し、必要に応じバネ秤等を 使用しハンドレールが停止する	٤	
			力を測定するとともに、駆動装  置の劣化状況を目視、聴診で確		
		ハンドレールと踏段	認する 上昇・下降運転中に踏段上でハ		令129条の12第1項第三号の規定に
		の同期の状況	ンドレールを掴み踏段とハンド レールの同期を確認する	_	適合しないこと
	ハンドレール	劣化損傷の状況	目視で確認する	_	損傷・亀裂・剥離等で利用者の安全 に支障があること
	内側板	変形・劣化損傷の状 況	目視で確認する	_	変形、損傷又は腐食等により運行及 び利用者の安全に支障があること
3. 4	踏段	踏面とライザー面の 劣化損傷の状況	目視で確認する	_	損傷、腐食又は変形等により、運行に支障があること又は履物等のはさまれる開口部があること
		ローラゴムの劣化損 傷の状況	目視で確認するとともに踏段上 での振動の有無を確認する	_	剥離、損傷又はローラ締結部の緩み 等により踏段の走行に支障があるこ
3. 5	踏段レール	劣化損傷の状況	目視確認と踏段上での振動の有	_	踏段上で異常な振動があること
		取付状況	無確認する 目視で確認する	_	取付けが堅固でないこと
3. 6	踏段鎖の伸び	踏段鎖の伸びの状況	最も大きい踏段相互のすき間を 上水平部にてテーパーゲージ等 で測定する	踏段相互のすき間が4.8mmを超えていること	平12建告第1417号第1第二号の規定 に適合しないこと
3. 7	スカートガード	劣化損傷の状況	目視で確認する	_	損傷・腐食・変形等により運行及び 利用者の安全に支障があること
		踏段とスカートガー ドのすき間	全長にわたり目視で確認し、必要に応じ金属製直尺等で測定す	_	平12建告第1417号第1第一号の規定 に適合しないこと
4	安全装置	,	3		
4. 1	女 主 衣 屋 インレットスイッチ	作動状況	作動状況を確認する	_	平12建告第1424号第二号ホの規定に 適合しないこと
		前回検査からの不具 合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確 認する	_	前回検査以降に不具合があり、マイ クロスイッチの不良が明確で改善さ
4. 2	非常停止ボタン	作動状況	作動状況を確認する	_	れていないこと 作動しないこと
		前回検査からの不具 合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確 認する	_	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4. 3	スカートガードス イッチ	作動状況	スイッチを作動させエスカレー ターが停止すること、又はス		平12建告第1424号第二号二の規定に 適合しないこと
			イッチを作動させた状態でエスカレーター運転操作を行っても	_	
		<b>並同怜本からの</b> で見	起動しないことを確認する		
		前回検査からの不具   合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確 認する	_	前回検査以降に不具合があり、マイ クロスイッチの不良が明確で改善さ れていないこと
4. 4	踏段鎖安全スイッチ	作動状況	スイッチを作動させ又はスイッ チを作動させた状態で運転操作		平12建告第1424号第二号イの規定に 適合しないこと
			を行い確認するとともに、給油 状況を目視で確認する	_	
		可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であ ること	可動部の動きが円滑でないこと
		前回検査からの不具 合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確 認する	_	前回検査以降に不具合があり、マイ クロスイッチの不良が明確で改善さ
4.5	踏段浮上り検出装置	作動状況		_	れていないこと スイッチを作動させてもエスカレー
4. 0	<sup>路段浮正り快田装直</sup> (設置されている場 合)		スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作を行い確認する	_	スイツチを作動させてもエスガレー    ターが停止しないこと又はスイッチ
	百 <i>)</i>				の運転操作を行い起動すること
		可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		前回検査からの不具 合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確 認する	_	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4. 6	駆動鎖切断時停止装置(設置されている	駆動鎖安全スイッチ の作動状況	スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作		スイッチを作動させてもエスカレー ターが停止しないこと又はスイッチ
	場合)		を行い確認する	_	を作動させた状態でエスカレーター の運転操作を行い起動すること
		スイッチ駆動部分の 可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であ ること	可動部の動きが円滑でないこと
		駆動鎖切断時停止装	  駆動鎖切断を検出した時に停止   機構が作動するよう記字されて	-0 - C	  駆動鎖切断を検出した時に停止機構
		置の作動状況	機構が作動するよう設定されていることを確認する	_	が作動するよう設定されていないこと
		作動状況	駆動鎖切断を検出する信号を入 力し作動状況を確認する	_	作動しないこと
		前回検査からの不具 合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	_	前回検査以降に不具合があり、マイ クロスイッチの不良が明確で改善さ
4 7	ᇧᇧᅝᆫᅟᇎᅝᅩᅹᄊ			_	れていないこと
4. /	ハンドレール停止検 出装置(設置されて いる場合)	作動状況	ハンドレール停止を検出する信 号を入力し作動状況を確認する	_	作動しないこと
<u> </u>	עם ושרעסי ע	l	<u> </u>	ļ.	

		/2 \ IA + L II	(	は)判定基準	
	(い) 検査	<b></b> 項目	(ろ)検査方法	要重点点検	要是正
5	安全対策				<u> </u>
5.1	三角部固定保護板	設置の状況	設置の有無を確認する	_	設置されていないこと
	(設置が必要な場合)	取付状況	目視で確認し、必要に応じて鋼 製巻尺で距離を測定する	-	平12建告第1417号第1第三号の規定 に適合しないこと又は取付けが堅固 でないこと
		破損の状況	目視で確認する	_	破損していること
5. 2	安全柵(転落防止柵、 進入防止用仕切板、 誘導柵) (設置され ている場合)	ハンドレールと転落	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて銅製巻尺で測定する	-	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵の隙間が140mm未満である又は 200mmを超えていること
		進入防止用仕切板の すき間	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて金属製直尺で測定する	-	エスカレーター外側板又は建物壁と 進入防止用仕切板の隙間が100mm未 満であること
		ハンドレールから仕 切板までの距離	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて距離を金属製直尺で測定する	-	ハンドレールから仕切板までの距離 が50mm未満である又は150mmを超え ていること
		取付状況	ハンドレールの外縁あるいは先 端から半径500mm以内の範囲につ いて目視で確認する	_	取付けが堅固でないこと
		破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	_	破損していること
	落下物防止網(設置 されている場合)		ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	_	破損があること
5. 4		障害物の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼 製巻尺で測定する	_	踏段の尖端から鉛直距離で2.1m以内に障害物があること
5. 5	三角部可動警告板 (設置されている場	設置の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼 製巻尺で測定する	_	昇降機の検査標準 (JIS A4302) の 規定に適合しないこと
	合)	取付けの状況	目視で確認する	_	取付けが堅固でないこと
		破損の状況	目視で確認する	_	破損していること
	踏段面注意標識	•	目視で確認する	_	注意標識が鮮明でないこと
5. 7	登り防止用仕切板 (設置されている場	設置の状況	目視で確認し、必要に応じて金 属製直尺で測定する	_	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること
	合)	取付けの状況	目視で確認する	_	取付けが堅固でないこと
		破損の状況	目視で確認する	_	破損していること
5.8	防火区画を形成する シャッター又は戸と の連動停止(設置が		シャッター又は戸の閉鎖を検出 する信号を入力し作動状況を確 認する	_	平12建告第1424号第二号ハの規定に 適合しないこと
	必要な場合)	前回検査からの不具 合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確 認する	-	前回検査以降に不具合があり、マイ クロスイッチの不良が明確で改善さ れていないこと
6	その他				
6. 1	車いす搬送用踏段	車いす運転の可否確 認状況	車いすに試乗して確認する		車いす用踏段の踏面が同一水平でないこと又は車止めに異常があること
			<del></del>		